

# おんが

## 好調を続ける農家の所得

福岡県の四十一年の農家現金所得は、昨年より引き続き順調に伸び、九十二万四千円、前年より十萬三千円(一三%)増となりました。

このうち農業現金所得は八万五千円(二六%)と大巾に増加したのにくらべ、農外所得は一万八千円(四%)増に止まりました。

そのため、農家現金所得に占める農業現金所得の割合は、前年の三九・七パーセントより四四・五パーセントとウエイトを増しました。

### ま だ の 統 計

これを全国平均にくらべると、農業現金所得六万三千円、農外所得九万三千円、農家現金所得において十五万三千円とそれぞれ高くなっています。

全国都府県のうちでも上位にランクされています。

農業現金粗収入が伸びた最大の原因は、米の収穫高が四十四万九千トンと前年より八・二パーセント増収し、政府の買入価格も約九パーセント高値に決定したため、農家の政府への売渡数量において二十六・一パーセント増加し、米

の収入が九万七千円(四四%)と大巾に増えたのです。

つぎに畜産物のうち、にわとりおよび鶏卵の販売額が二万九千円(四九%)増加しました。

福岡県の産卵量に、成鶏めす羽数の増加や外国鶏の導入などにより、四十一年はついに全国第二位の九億六千七百万個の前年に比べ八パーセントの増卵となりました。

もちろんいわゆる農家以外の大羽数養鶏業者の飼育増によるものが主因をなしていますが、農家の一戸当たり飼育羽数も増え、卵価も堅調を維持したのです。

また肉鶏用ブロイラーも大巾に増え、これを含め養鶏収入増大の因をなしました。

麦類の販売額は、作付面積の減少と作柄の不良のため、一万八千円(四四%)と大巾に減少しましたが、その他は野菜、工芸作物、生乳等の販売額も増加しています。

次の表は部門別販売額の前年に対する増減額と総額に対する寄与率を表わしました。

### 毎月第三日曜日は

### 「家庭の日」です

家族は自分だけの楽しみをもち、家族みんなで楽しむ時間をもちましょう。

1 家族そろって楽しい食事をしよう。

2 家庭内の仕事は、みんなで分けあいましょう。

3 きれいな花だんを作りましょう。

4 スポーツに親しみましょう。

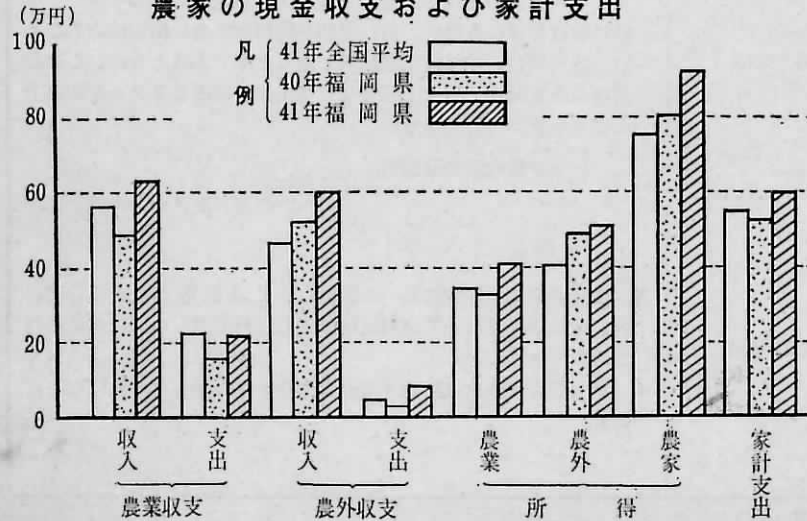
5 よい本や、テレビをみてみんなで話し合しましょう。

6 家庭を難れている家族に便りを出しましょう。

農産物販売増減額と  
部門別寄与率(比40年)

部 門 別	増 減 額	寄 与 率
米	(+) 97 千円	(+) 71.8 %
麦	(-) 18	(-) 13.3
いも	(+) 0	(+) 0.2
野菜	(+) 7	(+) 5.5
果	(+) 1	(+) 0.4
工芸作物	(+) 5	(+) 3.9
にわとり、鶏卵	(+) 29	(+) 21.4
生乳	(+) 4	(+) 3.1
その他	(+) 10	(+) 6.8
計	(+) 135	(+) 100.0

農家の現金収支および家計支出



発行所  
遠賀町役場  
編集発行  
遠賀町庶務課  
印刷所  
冷牟田印刷合資会社

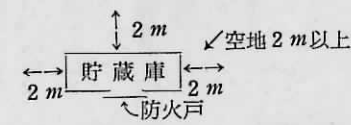
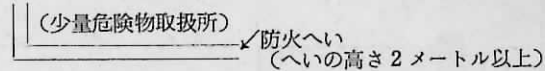
無料法律相談開設  
日 七月十六日(日)  
時 10時~15時  
場 所 岡垣町 岡垣保育所  
相談員 弁護士 近江福雄氏  
主 催 岡垣町、遠賀町

# ガソリン、灯油などの 貯蔵及び取扱いにご注意、

最近特に指定数量以下の少量危険物を貯蔵または取扱われている向きが多いように見受けられますが、これら危険物の貯蔵および取扱いについては消防法、その他町火災予防条例で次のように取扱い上の規制がありますので不法に取扱いまたは貯蔵しますと罰せられることもあり、また火災予防上においても非常に危険なことでありますので十分ご注意くださいようお願いいたします。

指定数量以上および指定数量以下の危険物ならびは設備基準は次の表の通りです。

(第四類危険物で石油類のみ)

類別	危険物の種別	危険物の品名	指定数量	指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いに必要な設備	指定数量未満、指定数量の1/4以上の少量危険物	指定数量未満、指定数量の1/4以上の少量危険物の貯蔵及び取扱いに必要な設備
第 四 類 危 険 物	甲 種 危 険 物	(第一石油類) ガソリン、石油 タール軽油 ベンゾール油等	100 ℓ	左の第一、第二、第三石油類で指定数量以上(左の数量以上)の危険物の貯蔵及び取扱いについては、消防法で規定された設備基準に基づき県知事の許可を受けなければ一般では貯蔵及び取扱いまたは製造できません。	20 ℓ 以上 100 ℓ 未満	<p>指定数量以下であっても原則的には指定数量以上の貯蔵及び取り扱以上の設備基準に準じた設備が必要ですが、これができない場合は次の設備をしなければなりません。</p> <p>(左の数量の少量危険物を取扱う場合に必要設備)</p> <p>1 貯蔵庫を設置し、貯蔵庫において少量危険物の貯蔵又は取扱いを行なうこと。貯蔵庫の周囲には巾 2 m 以上の空地が必要である</p>  <p>2 少量危険物を貯蔵し、又は取扱う屋外の場所の周囲には、巾 2メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な「へい」を設けなければならない。但し周囲が開口部のない耐火構造若しくは、防火構造の壁又は不燃材料で造った壁であるときは、この必要はありません。防火上有効な「へい」とは高さ 2メートル以上のブロックへい等である。</p>  <p>3 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取扱う場合は、壁、柱、床及び天井は不燃材料又は準不燃材料で造られ又はおおわれたものであること。</p> <p>4 消火設備(油火災に適する消火器等)を設置しなければならない。</p>
		(第二石油類) 灯油、軽油 ディーゼル油 タール中油等	500 ℓ			
	乙 種 危 険 物	(第三石油類) 重油、潤滑油 クレオソート油 等	2,000 ℓ		400 ℓ 以上 2000 ℓ 未満	

※ 指定数量以下の危険物を取扱われる方は、役場へその旨届出られるようお願いいたします。

昭和42年度

郡民体育大会遠賀町で開催

遠賀郡民のスポーツの祭典、遠賀郡民体育大会は、本年で第八回目を迎え、次のとおり開催されます。特に本年は大半の競技が遠賀町で行なわれますので、ふるって参加されますようお願いをしております。

- 一、主催 遠賀郡体育協会 遠賀町体育協会 遠賀郡青年団連絡協議会
- 二、後援 遠賀郡各町 遠賀郡地教委協議会 遠賀郡婦人会連合会
- 三、期 日 昭和42年8月27日(日)午前10時
- 四、会 場 遠賀町(各競技場別記)
- 五、方針 本大会は真に郡民多数の参加を得るよう、青年の部、一般の部の区分を設け、学生、婦人会などオープンとして参加させる。
- 六、競技 陸上、バスケット、バレーボール、庭球、柔道、剣道、弓道、相撲、野球、水泳
- 七、選手資格(1)遠賀郡民であること。 (2)一人一種目に限る (3)青年の部、昭和42年4月1日以降に出生したもの。現在生徒以外のもの定時制高校はこの限りでない。 (4)教員の部では県民体育大会に設けてある競技には勤務学校の所在地を所属町とする。
- 八、申込先及び期日 遠賀町体育協会(教育委員会内) 8月15日まで。
- 九、その他 詳しくは遠賀町体育協会にお問い合わせ下さい。

種 目	期 日	会 場	参 加 者
水 泳	8月6日	自衛隊プール	一般、青年(中学)
	8月27日	遠中グラウンド	一般、青年、男女
陸 上	8月27日	自衛隊	一般、青年、男女
	8月27日	浅木小学校	一般、青年、男女
バスケット	8月27日	自衛隊	一般、青年、男女
	8月27日	浅木小学校	一般、青年、男女
バレー	8月27日	自衛隊	一般、青年、男女
	8月27日	浅木小学校	一般、青年、男女
庭球	8月27日	自衛隊	一般、青年、男女
	8月27日	浅木小学校	一般、青年、男女
卓球	8月27日	自衛隊	一般、青年、男女
	8月27日	浅木小学校	一般、青年、男女
柔剣	8月27日	自衛隊	一般、青年、男女
	8月27日	浅木小学校	一般、青年、男女
道撲	8月27日	自衛隊	一般、青年、男女
	8月27日	浅木小学校	一般、青年、男女
相撲	8月27日	自衛隊	一般、青年、男女
	8月27日	浅木小学校	一般、青年、男女

寄 付 金 御 礼

- 一、本社、東京都港区西新橋二丁目三番八号
- 二、工場予定地、虫生津工場団地
- 三、工場主たる業務、石綿パッキン製造販売 本田技研工業
- 四、職工若干名(面談の上選考) 問合せ先 役場庶務課
- 五、性別 男
- 六、賃金その他、面談の上決定
- 七、主要取引先、日本アスベスト(株) 東洋バルブ(株)
- 一金、拾万円也 遠賀中学校へ
- 一金、五万円也 浅木小学校へ
- 一金、五万円也 島門小学校へ

夏の食品を正しく保存しましょう

食べるものぐさりやすい季節です。毎日使う分量だけ買えばよいようなものの、経済的にもムダが多く、忙しい主婦のかたにはたいへんなことです。

そこで、夏の食品の効果的な保存法についてお知らせしましょう。

いちばんたいせつなことは、何でも冷蔵庫にほうり込むくせをやめることです。

マヨネーズは、九度以下になると分離変質しやすくなります。マヨネーズは粒子の外側を酢がくるんでいすから腐敗菌がつきにくく、冷蔵庫にいれるより、風通しのよい冷たく暗い所に置くほうが安心できます。しかし三〇度以上になるとやはり効果がありません。つぎにパンですが、パンを冷蔵庫にいれると、パサパサになります。これは水分が蒸発するのでなく、一五度以下になるとパンのデンプンがアルファからベータにもどってしまつからで、まじくならないで消化も悪くなります。

また、ジャガイモ、サツマイモ、タマネギなどは、冷蔵庫の中です。毎日使う分量だけ買えばよいようなものの、経済的にもムダが多く、忙しい主婦のかたにはたいへんなことです。

冷蔵庫に頼らず、イモ、ゴボウ、ダイコンなどは、土の中に埋めておき、タマネギ、キャベツ類は、板小屋のタナなどにならべておくといひましょう。漬付け用のキュウリはぬれた紙でつつんで冷たく暗い所におき、残りものは保存食に作り直しておきましょう。

冷蔵庫をより効果的に使うには野菜類は水気を与えて包装フィルムか、ポリ袋でつつんで入れること。肉、カマボコ、ソーセージなどは、凍らせないように保存してください。ひき肉などは、いたためたり、ゆでたりしてから冷蔵庫に入れるといひましょう。

また、冷蔵庫をこまめにそうじすることは、食品を正しく保存するうえで欠かせない条件です。日々をきめて次亜塩素酸ナトリウム液で、ていねいにふきましょ。

# 今月の税金

## 固定資産税第二期分

納期限 7月25日

期限内に納めましょう

### 知っておきたい税の知識 ②

可愛い妻子に出来るでけ多くの財産を残してやりたいのが人情の常であります。

ここでちょっと、頭を使って有利に税の申告をすれば安くなったりと、かからないで済む場合がありま。

① 財産をもらった方は贈与税を支払わなければなりません。贈与税の基礎控除は40万円です。(相続税の場合は4百万円)

しかも3年以内に贈与をうけた財産については、これらの財産を累積して課税されるという手きびしい税法です。

(2年目3年目にそれぞれ20万円ずつ控除あり)、しかし上記の範囲内で1年目40万円、2年目20万円、3年目20万円以下の財産の贈与をうけられると免税になります。

この方法で10年間繰り返すと、280万円までの財産が無税で贈与をうけられることとなります。

② 農地等の生前贈与をうけられた場合、贈与税の延納の適用をうけられた方は、最初に申請された日から3年毎に、引き続き

## 忘れないで新婚さん

高砂や……婚姻届をすぐに、まだ記憶に新しい松山沖での十二組の新婚旅行者全員が法的には夫婦として認められないまま死亡したといった事故報道をお聴きになったと思います。

婚姻届を当日出していなかったために補償金の問題で不利になったということがありました。

結婚式は多くの方が日曜とか祭日に式をあげるため、ほとんどの方が、式の当日に婚姻届を出されないようです。

いくら立派な式をあげても婚姻届を出しませんと、内縁の夫婦と

延納の適用をうけたい旨の申請を必ず行なって下さい。この手続きを怠ったり期限が過ぎたりすると、その時点で高い贈与税がかかってきます。

この手続きを3年毎にしていれば贈与した人が死亡すると同時に相続税に切り換えられ4百万円以下の財産であれば無税です。

③ 上記の特例は不動産取得税(県税)においても適用されるようになりましのでお忘れなく財務事務所にも手続きをして下さい。(申請書は財務事務所にあります)

但し生前贈与の許可があった日から計算して30日以内に手続きを行わなければなりません。以上の事以外でも手続方法に関してはわからないことがあるときは、遠慮なく、役場税務係におたずね下さい。

来月は譲渡所得に関する税についておしらせします。

## 忘れないうで新婚さん

され法律上の夫婦と認められませんか。結婚式の日、または事実上夫婦生活にはいった日と届け出の日を一致させることは、いろいろな点から望ましいことです。

婚姻届書は全国どの市区町村役場でも受け付けます。

また日曜、祭日に式をあげる場合は、あらかじめ住民係で内容審査をしておけば休日でも当直員が受け付けをいたしますから、前日までに必ず内容審査を受けるように家のかたも気を配りましょう。

なおくわしいことは住民係までおたずね下さい。

## 役所への苦情 意見を承ります

「無料「巡回行政相談」を開設」

行政管理庁、九州管区行政監察局では次のとおり「巡回行政相談」を開設しますので、行政上の問題で苦情や不満など、お困りの方は、ご遠慮なく気軽にご利用下さい。

日時 7月10日(月) 10時~15時  
場所 遠賀町公民館別館  
行政相談委員  
高崎博愛相談委員(尾崎)  
藤井事務官(行政監察局職員)

## 夏の青少年を守る

### 運動月間

- 自 七月一日
- 至 八月三十一日
- 1 非行防止
- 2 余暇利用の指導
- 3 水難、交通の事故から守る。

### 身体障害者雇用の広場

毎週火曜日午後六時二〇分~六時三十五分まで十五分間、労働省企画、日本短波放送制作のラジオ放送が八月まで次の周波数で放送されますのでお聞き下さい。  
周波数 3925 M C 6055 M C 95 M C 3945 M C のダイヤルに、お問合せ下さい。身障者に大変ためになります。

## 『社会を明るくする運動』

七月一日~七月三十一日まで全国的に実施されます。

本年度の重点目標は、『青少年の非行防止』そのためには家庭、学園、職場、その他すべての社会環境の健全化を図るとともに非行におちいった青少年が立派に立ち

直るよう、温かい愛の手をさし述べましょう。

- 一、なくそう犯罪
- ふやそう善行
- 一、心一つで明るい社会
- 一、人の子も おれの子だ
- 善行にみちびこう

## 公 売 公 告

一、公売の目的  
滞納税整理のため差押物件を公売する。

二、公売物件の名称及び数量

- (1) 遠賀町大字虫生津字大坪 一、五七三番地
- 田 四畝一三歩(四三九㎡)
- (2) 同所字左山一、七一四番地の 四一
- 山林 一畝歩(九九㎡)

三、公売の日時及び場所

昭和42年7月20日 午前9時

遠賀町役場財務課税務係

四、公売の方法

競争入札

五、売却決定の日時及び場所

昭和42年7月27日 午前9時

遠賀町役場財務課税務係

六、買受代金の納付期限及び場所

昭和42年7月27日 正午

遠賀町役場財務課税務係

七、入札資格

(1) 町税完納者であること。

(2) 農地については農地法第3条による適格者であること(農地法第三条の適格証明を持参すること)

(3) 詳細については税務係に問い合わせてください。